

簡易生命保険における重度障害状態による 保険金給付に関する法的諸問題

高度障害保険契約における諸問題を参考として

山 下 典 孝

．はじめに

簡易生命保険法76条1項及び3項は、保険契約者（契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約に限定）又は被保険者が保険約款所定の身体障害の状態となった場合には、保険契約者又は被保険者が死亡したものとみなして、保険金又は年金を支払う旨規定する¹⁾。

同様な内容は、民間の生命保険契約においても、被保険者が責任開始時以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表3）に該当したときに、高度障害保険金の支払いを行う旨約款で定められている。

簡易生命保険においては、保険契約者又は被保険者が死亡したものとみなして、保険金又は年金を支払うこととしていることから、基本契約において指定された保険金受取人がある場合には、その者に支払うこととなる。保険金受取人の指定がなされていない場合には、被保険者自身に支払うこととされている（簡易生命保険法55条1項1号）。

被保険者の重度障害状態による保険金支払要件や、当該保険金請求の通知をした後に、被保険者が死亡した場合の取扱いについては、明確な根拠規定がなく、解釈に委ねられることになる。また重度障害による保険金給付

の要件としては、被保険者の責任開始期以後の傷害又は疾病であることが必要とされ、この条項の解釈を巡っては、民間の責任開始期前発病不担保条項の解釈が争われた裁判例や学説の状況が参考となる²⁾。

本稿では、簡易生命保険における重度障害状態による保険金支払と同様な経済的な機能を有する民間の高度障害保険契約³⁾における、特に責任開始期前発病不担保条項の適用に関する諸問題を参照としながら、被保険者の重度障害による保険金給付に関する法的諸問題を検討することを目的とする。

・高度障害保険金請求権の発生要件に関する諸問題

1. 高度障害保険金請求権の発生要件

高度障害保険は、被保険者の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として生じた約款所定の高度障害状態に対して高度障害保険金を支払うものである。そして、高度障害保険契約は生命保険契約における保険事故ではない被保険者の高度障害状態が保険事故とされている。一般的に、高度障害保険契約は、生命保険契約の主契約約款中に組み込まれており、高度障害保険金の支払いがなされた場合には、当該生命保険契約は終了することとなる。このような生命保険契約は、生命保険契約と高度障害保険契約との混合契約、ないし、この両者が組み合わさった契約と解されている⁴⁾。

高度障害保険金請求権が成立するためには、当該高度障害状態が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因とするものであること（但し、責任開始期前に既にあった障害と因果関係のない疾病が責任開始期以後に新たに加わった場合には、責任開始以後に発病したものとみなす⁵⁾）、約款所定の高度障害状態に該当し、その障害に回復の可能性がないこと、が必要とされている。これら2つの要件が充足した場合、高度障害保険金請求権が成立し、この請求権が具体化したものとして請求者は、保険者に対して金銭債権を有することになる。本件条項1条はこれら2つの要件を規

定しており、このような条項を一般に、「責任開始期前発病不担保条項」と呼ぶ⁶⁾。

2. 責任開始期前発病不担保条項の妥当性

責任開始期前発病不担保条項において、責任開始期以後の疾病等を原因とする高度障害状態に保険者の担保範囲を限定した理由につき、下級審裁判例は以下の通り判示している

(1) 裁判例の整理

大阪高判昭51年11月26日判時849号89頁⁷⁾

「廃疾給付金（現行約款では高度障害保険金。筆者注）支払の対象となる廃疾を、契約日以後の疾病等に限定していることに関して、「これは予定廃疾率の維持に関して、死亡保険金の場合と異なり、廃疾に至る危険のある疾病等を有する者について保険契約の締結を拒絶する方式をとらず、むしろ給付金の支払の対象となる廃疾の範囲を限定する方式を採用したことによる。すなわち、死亡保険金の場合は、予定死亡率の維持を図るために、生命の危険測定上重要な病気のある者については保険者が保険契約の締結を拒絶することができるし、これに関連して、保険契約者と被保険者は、危険測定上の重要事実について真実を告知する義務を負い……、悪意又は重大な過失による告知義務違反の場合は、保険者は契約を解除して保険金支払義務を免れることができる。これに対し、廃疾給付金の場合は、保険者は廃疾に至る危険のある疾病等を有する者についても、それが生命の危険測定に無関係である限り、仮にその疾病等の存在を知っていても、保険契約の締結を拒絶しない（但し、疾病を給付対象とする特約は、締結できない。筆者注）。なぜならば、もしこれを拒絶したら、これらの者は廃疾給付金の制度が採用される以前には生命保険契約を締結することができたはずであるのに、この制度が採用された結果として、生命保険契約の利用の道を全く閉ざされてしまうことになるからである。（廃疾給

付金の制度は、本来生命保険契約の加入者の便宜をはかる趣旨で設けられたものであり、しかも廃疾給付は前記のように副次的であるのに、それがこのような形で生命保険契約を利用できる者の範囲を制限する結果になるのは、妥当を欠く。）」

宇都宮地大田原支判平成10年6月30日（平成9年（ワ）157号）判例集未登載

「〔本件責任開始期前不担保〕条項は、予定高度障害発生率を維持すべく、契約締結後に危険選択を行い、告知義務制度によっては果たせない危険の選択を補完する制度として定着しているものである」と判示する。

大阪地判平成13年1月31日（平成9年（ワ）第8129号）判例集未登載

「高度障害保険は、『死亡』を保険事故とする商法上の生命保険契約（商法673条）とは異なり、『責任開始時以後の疾病等を原因とする高度障害状態』を保険事故とし、保険事故を右のようなものに限ることで予定事故発生率の維持を図っている」と判示する。

大阪高判平成16年5月27日金判1198号47頁⁸⁾

「責任開始期以後の疾病とは責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった疾病と因果関係のないものに限られることは明白である。」とし、「このような因果関係が要求される理由としては、責任開始期前に既に存在した保険リスクをも保険の対象に含めると、高度障害状態に該当するリスクの高い者が多数保険に加入し、保険事故の発生率が高くなりすぎる恐れがあると同時に、被保険者間のリスクに差異が生じることとなり不公平となることは明らかであって、そのような事態を回避するためであるといえる。」と判示する。その上で、「保険金の支払基準として、高度障害状態の原因となった疾病の発生時期を客観的に識別する必要があるといえるし、原因となる疾病の発生時期、因果関係の有無を判断するに当たっては、純粋に科学的観点からされるべきものと解するのが相当である。」と判示する。

(2) 学説の状況

学説でも、責任開始期前発病不担保条項において、責任開始期以後の疾病等を原因とする高度障害状態に保険者の担保範囲を限定したのは、契約自由の原則に従い、保険者が担保すべき高度障害危険の範囲を限定して、予定発生率を維持することと、高度障害状態を独立の保険事故とする以上、商法642条にいう保険事故の不確定性ないし不可測性を必要とすること、にあると解されている⁹⁾

高度障害保険における責任開始期前発病不担保条項は、保険契約者の悪意又は重過失による違反といった主観的要件を規定しておらず、高度障害状態の原因となった疾病等が責任開始期以後であることを支払請求の要件の1つとしているだけである。そして、当該条項は、高度障害保険金の支払事由の客観要件を定めたものであり、高度障害の原因となった疾病等が責任開始期前に発生していた場合には、保険契約者が右疾病を知っていたか否か、告知の有無に関係なく、また、保険者が右疾病等を知っていたか、過失により知らなかったか否かを問わず、高度障害保険金の支払対象とはならないことになる¹⁰⁾。

学説の中には、責任開始期前発病不担保条項は、告知義務規定の一種の潜脱規定であると解する見解も見られる¹¹⁾。

しかし、この見解によった場合には、死亡保険の場合と同様に、加入時に厳格な審査を要することが必要となり、生命保険の加入自体を制限する結果をもたらし、かえって不合理な結果を招致することになる。そのことから考えても、告知義務制度とは別個の制度と考え、責任開始期前発病不担保条項の適用は肯定されることとなる¹²⁾。

これに対して、近時、責任開始期前発病不担保条項の有効性を認めつつ、発病を保険者側が認識していたか容易に認識しうるにもかかわらず保険契約者に対して不担保となることの留保をしないで保険契約を締結したような場合には、保険者は信義則上当該条項を援用することができないとして、契約締結過程における信義則の観点から解決されるべき問題とする見解も

唱えられている¹³⁾。

しかし、この見解によれば、責任開始期前発病不担保条項を高度障害保険金請求権の発生要件ではなく、保険者の免責事由と解せざるを得なくなる¹⁴⁾。さらに、契約締結上の過失と考えるのであれば、損害賠償請求の問題として考えることになるのではないかと考える¹⁵⁾。

3. 責任開始期以後発病の立証責任

訴訟において、いかなる事実についていずれの当事者が立証責任を負うかという問題がある。この問題を立証責任の分配と言うが、我が国の学界及び実務界においては、いわゆる法律要件分類説がほぼ通説と解されている¹⁶⁾。この見解に従えば、本件責任開始期前発病不担保条項は、高度障害保険金請求権の発生という法律効果の要件を規定したものであるから、先に示した2つの要件については、高度障害保険金を請求する側の者が立証責任を負うことになる。

これに対して、近時、立証の難易、証拠との距離、蓋然性等の当事者間の公平という視点と法規の立法趣旨とによって立証責任の分配を決めるべきとする見解が有力に唱えられている¹⁷⁾。しかし、この見解によったとしても、先に挙げた2つの要件については、高度障害保険金の請求者側での生活圏内で起こりうる出来事であり、請求者側の方が証拠に近いことから、請求者側が立証責任を負うことになる。

また、約款の規定が、高度障害状態が責任開始時前の傷害・疾病によることを保険者の責任除外事由とする構成を採っていないことから、高度障害状態が責任開始期以後の傷害又は疾病によることは、請求者側が主張・立証責任を負うことになると解されることになる¹⁸⁾。

前掲・大阪高判平成16年5月27日も、実体法上、本件条項記載の事実が存在する場合には保険金受給権が発生するものと考えられるから、権利の発生を主張する請求者においてその証明を行うべきであるとし、法律要件分類説の立場からXに立証責任を負うことを肯定している。さらに同判決

は、「被保険者の障害状態が本件約款上高度障害保険金が支払われる場合に該当するか否かに関する事情は医療機関で入通院治療を受ける被保険者の方がよりよく知り得べき立場にあると考えられるから、被保険者側において立証の責任を負担することが特段不当であるともいえない」と判示し、立証の難易、証拠との距離等の当事者間の公平をも考慮してもなお、請求者側に立証責任があることを肯定している。

請求者側に立証責任を負わせることに合理性があると判断するためには、以下で説明するような問題をどのように考えるかと関連し重要な問題となる。

4. 疾病の発病に係わる問題

(1) 発病の時期・評価基準

理論上、請求者側に高度障害保険金支払事由である高度障害状態の原因が、責任開始期以後の発病であることの立証責任があると解した場合、その発病時期の特定を何時の時点と考えるかが問題となる。

具体的な例として「癌」の場合、癌細胞の増力の開始、身体の異常（自覚症状を含む）の発現、他の者の覚知、医師による他覚的感知、治療の開始、治療の継続、終了、といった一連の流れの中で、発病とは何時の時点のことを意味するのが問題として示されている¹⁹⁾。

医学的な意味で考えるのであれば、の時期を発病と考えざるを得なくなる²⁰⁾。前掲・大阪高判平成16年5月27日は、「保険金の支払基準として、高度障害状態の原因となった疾病の発生時期を客観的に識別する必要があるといえるし、原因となる疾病の発生時期、因果関係の有無を判断するに当たっては、純粋に科学的観点からされるべきものと解するのが相当である。」と判示し、「純粋に科学的観点」から判断するといった点を捉えれば、

の時期を発病と捉える立場を採っているとも考えられる。しかし、この時期を発病と考えた場合、請求者側に非常に困難な立証責任を負わせることになってしまう。また契約締結時に、被保険者に何らの自覚症状も出て

いない場合であっても、高度医療検査の結果、疾病の存在が明らかになったときには、²¹⁾の時期を発病と解した場合には、そのことを理由に高度障害保険金の支払いが拒まれるといった問題が生じることになる²¹⁾。

責任開始期前発病不担保条項によって、逆選択の加入防止や、保険事故の偶然性といった観点をも考慮に入れるのであれば、高度障害状態の原因となった疾病の発生時期を客観的に識別することが可能となる²²⁾の時期を発病と考えるのが合理的であろう²²⁾。そして、このような基準で発病を認定することが明確になされておれば、請求者側において立証責任を負わせることについて、不合理とはならないものと解する。また、実際に、前掲・大阪高判平成16年5月27日は、責任開始期時点の被保険者の主観的要素を考慮せず、客観的に基準で発病時期を判断すべきと解するだけであって、純粹科学的に発病を判断することまで断言したものではないことから考えれば、²³⁾の時期を発病時期と考えているのではなく、客観的基準を用いて²³⁾の時期を発病時期と解する立場を前提としているものと考えることができる²³⁾。

(2) 因果関係に関する問題

次に、責任開始期前に発病していた疾病が原因として高度障害状態となったという点に関連して、因果関係をどのように解するかが問題となる。

この点に関して、前掲・大阪高判平成16年5月27日は、「約款の規定自体から条件的因果関係を探ったものとみるのが自然であり……因果関係の有無について相当因果関係によって判断することになれば、その予見可能性をできるだけ客観的に判断するとしても、主観的要素を考慮することに相違なく、障害と疾病の種類によっては、その判断ははなはだ困難であり、多数の保険契約について画一的に処理する必要がある保険事故の有無の解釈基準としては不適切というべきである」と判示する。この大阪高裁判決のいう「条件的因果関係」とは、「それがなかったならば結果は発生しなかったであろう条件」を意味することとなると、発病の範囲が広がり、責任開始期前発病不担保条項の適用範囲が拡大され過ぎるという問題の指摘

がなされている²⁴⁾。

学説では、疾病の性格を大きく分けて、責任開始前の症状と契約後の高度障害状態の間に直接・単一的な因果関係が存する疾病と、責任開始前の症状と契約後の高度障害状態との間に因果関係が存在するものの、それが必ずしも直接・単一的な因果関係とは言い切れない疾病とに分類をする²⁵⁾。そして、前者のような場合には、責任開始前に発病していれば、その疾病のみを原因として最終的にほぼ100%高度障害に至るものであれば、責任開始期前発病不担保条項の適用を肯定すると解する²⁶⁾。これに対して、後者の通常疾病型の場合には、発病から時間が経過するに従い、当該疾病以外の高度障害の原因となる事象が加わるため因果関係が薄まるが、現行の約款条項の規定内容では、適用を否定すべき合理的な根拠が必要となると説く。その合理的な根拠として、契約締結当時、被保険者にとって責任開始前の症状が将来的に高度障害状態にまで至るものとは到底考えられなかったこと、長期間の契約継続により契約に対する顧客の期待感も深まっていること、契約時に責任開始期前発病不担保条項について約款規定の説明がなされていない場合には顧客の合理的理解可能性が存在しておらず、当該条項は不意打条項とみなされること、等を理由に、責任開始期前発病不担保条項の適用を制限すべきと解する見解も唱えられている²⁷⁾。

責任開始期前発病不担保条項の規定の仕方から考えれば、いずれの疾病分類の場合でも当該条項の適用の対象となると考えざるを得なくなる。しかし後者の分類に該当する場合、合理的な理由を認めるような場合には、そもそも当該疾病の判断基準を先述のように考えれば、因果関係の問題とは関係なく適用を排除できるのではないかと考える。についても、このような期待が何を意味するのか不明確である。については、当該条項を制限する理由ではなく、募集段階における重要事項の説明義務違反として処理すべき問題ではないかと解する²⁸⁾。

後者の分類で問題となるのは、複数の疾病が原因となり高度障害状態と

なった場合、軽微な疾病が責任開始期前に認識されていたようなときにも、疾病と高度障害状態との因果関係を肯定し、責任開始期前発病不担保条項の適用を認めるかである。

この問題につき、責任開始期前における特定疾病の症状・程度、高度障害状態となったことに影響した他の疾患の有無・程度等を総合勘案し、特定疾病が当該高度障害状態となったことに対する寄与度が高い原因と評価される場合に、責任開始期前発病不担保条項の適用を肯定すべきと解する見解が唱えられている²⁹⁾。保険金請求者側に支払要件の立証責任があることを考えれば、具体的な妥当性からは、このように解することが必要であり、現行の約款において、状態説の立場を組み込んだ経緯から見れば妥当な解釈と考える。

（3）約款別表を巡る問題

先述の通り、高度障害保険金請求権は、被保険者が約款所定の高度障害状態となることが必要となる。そのため、具体的には別表に記載されている高度障害状態に該当するか否かを巡り、その解釈について問題となる場合がある³⁰⁾。

交通事故によって被った後遺障害が約款別表所定の高度障害状態に該当するかが争われた水戸地判平成15年10月29日判時1849号106頁、判タ1163号287頁は、被保険者である原告側が、社会通念や合理的期待に従った解釈基準によって高度障害状態を解釈すべきと主張したことに對して、裁判所は、「保険は大数の法則に基づいて危険の分散を図るものであるため、制度の前提として大量の契約関係が当然に予定され、約款等を用いて一律的定型的な契約を締結するものであることから、約款等は条文の文言や制度趣旨等に從い客觀的画一的に解釈すべきである。」とし、「高度障害保険制度は、被保険者等保護の観点から、被保険者等が高度障害状態になった場合に、本来の保険事故である被保険者等の死亡の代わりにその前倒しとして補充的に創設された制度であり、その内容は約款及びその一部である備考欄の記載により定められるものであること、高度障害保険制度の原資

は、日本の死亡率が低下したことによる余剰資金であり、高度障害保険金の支払対象となる身体障害は、四肢の物理的な喪失を中心とした極めて限定的なものに留められていたこと、現在では、高度障害保険金の支払対象となる身体障害は当初よりは拡大されてきてはいるものの、四肢の物理的喪失や完全な機能喪失を中心とした極めて限定的なものに留められていることが認められる。

また、約款には備考欄が設けられているが、これは、高度障害保険制度の運営は各加入者の支出する保険料等によって行われ、この保険料等は、死亡率、高度障害状態発生率等を基礎にして収支均衡が維持できるように算出されるものであるところ、上記認定事実のとおり、高度障害保険制度は特別の保険料を徴収しておらず、生命保険契約等の保険料と一本化されていることから、適切な保金料を算出するため、高度障害保険金が支払われる場合を明確化し、高度障害状態発生率の予測を行うことが不可欠であること、四肢の機能喪失には連続的な軽重があるため、高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態の範囲を画することが必要であることから設けられたものと認められる。

以上の保険約款の特質、高度障害条項の沿革及び趣旨等並びに備考欄の趣旨等にかんがみれば、高度障害条項は、約款等及び備考欄の記載を基礎に客観的画一的限定的に解釈すべきである」と判示する。

被告が主張しているように、「仮に、社会通念や合理的期待に従った解釈基準によって高度障害状態を判断するとすると、保険者は保険事故の範囲を知り、適正な保険料率の算定をすることができなくなり、約款等の内容や保険料率について主務大臣が事前審査を行うこと（旧保険業法1条、10条、現保険業法5条）も無意味になるうえ、支払基準が不明確となるため、高度障害保険制度の運営ができなくなる危険がある。また、保険金等の支払基準に明確さを欠けば、保険金等の支払に恣意性を生じる余地が生じ、契約者間の公正を損なうことになる。」とする理由は合理性があり、先述の判旨に賛成する。

5. 支払請求は保険金請求権の発生要件か

高度障害保険金請求権の発生要件について、先述の 及び に加えて、「保険者に対する支払請求」が必要か否かが問題となる。支払請求を要件に含めることに否定的な見解は、高度障害状態が責任開始前発病なのか、保険者の免責事由に該当するのかが問題となった場合、支払請求を要件と含めるなれば、時効期間は原則として支払請求があった時点から進行することになり、期間の経過による証明困難性の問題が発生することになる、約款所定の高度障害状態の判定を容易にすることは、支払請求を要件に含めることによっても解決される問題ではない、高度障害状態が保険期間中に発生していたとしても、請求をなした時期が保険期間終了後であるときには、高度障害保険金の支払いを求められなくなり、妥当な結論ではないこと等、を理由に挙げる³¹⁾。

これに対して、高度障害保険金を請求するか否かは契約者の意思にかかるとのことであり、支払面では死亡保険金と択一的な関係にあることを考えれば、支払請求があって確定的な意味で高度障害保険金請求権の支払義務が保険者に生じると考えるべきであることから、高度障害保険金支払の前提条件と解する見解もある³²⁾。

具体的な問題として発生するのは、別表所定の高度障害状態になったにもかかわらず、保険者に対する支払請求がなされずに、その後、被保険者が死亡したようなケースが考えられる。この場合、高度障害保険金の受取人と死亡保険金受取人の同一人である場合には、保険金の支払い時期が被保険者死亡後までずれることになり、その期間中に免責事由に該当するようなことが発生しない限りは、大きな問題は生じないであろう。

これに対して、高度障害保険金の受取人が被保険者自身となっており、死亡保険金受取人が別人となっているような場合には、保険者は、高度障害保険金の支払を優先すべきか、死亡保険金の支払いを優先すべきかにおいて結論が異なることも考えられる³³⁾。

高度障害保険金の受取人については、約款上、被保険者又は保険契約者

に制限されるのが一般的なことから、それぞれの保険における保険金請求権者が異なることが考えられ、それぞれの保険金給付について調整をなす必要があることが指摘されている³⁴⁾。

現行の約款では、高度障害保険金を支払ったときは、その支払事由が生じた時に遡って保険契約は消滅するが、高度障害状態となった場合でも当該保険金支払前に、被保険者が死亡したときには、死亡保険金の支払をし、高度障害状態とはならないとして、死亡保険金支払を優先する立場が採られている³⁵⁾。このような取扱が保険契約者の意思に合致すると考えているものと思われる³⁶⁾。

6. 簡易生命保険の場合

簡易生命保険法76条の規定を受けて、終身保険簡易生命保険約款24条(以下、「簡易保険約款」と略する)は、「普通終身保険又は特別終身保険の基本契約においては、被保険者が基本契約の効力発生後(復活した基本契約にあっては、その復活の効力発生後)において受けた傷害又はかかった疾病により重度障害の状態に該当するに至った場合において、保険契約者からその旨の通知があったときには、その通知があった日にその傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、死亡保険金の支払の規定その他この約款の規定(前条の規定を除きます。)を適用します。この場合において、死亡保険金受取人が指定されていないとき(指定された死亡保険金受取人が死亡し更に死亡保険金受取人の指定がない場合を含みます。)は、死亡保険金は、被保険者に支払います。」と規定する。

簡易生命保険法76条及び簡易保険約款24条によれば、重度障害による保険金請求の発生要件としては、当該重度障害状態が、責任開始期以後の傷害または疾病を原因とするものであること、約款所定の重度障害状態に該当し、その障害に回復の可能性がないこと、が必要とされる。

この規定は、高度障害保険における責任開始期前不担保条項と同じ趣旨の規定と解することができる。また、約款別表の解釈においても、前掲・

水戸地判平成15年10月29日の考え方が当てはまる。

実際に簡易保険において、責任開始期前発病不担保条項の適用が争われた事案が公になっていないことから、その認定基準は明らかではないが、民間の生保の場合と同様な解釈方法を採用ことになるのではないかと考える³⁷⁾。

被保険者を死亡とみなす時期は、被保険者が約款所定の重度障害状態となった時ではなく、保険契約者からその旨の通知があった日であるとされている³⁸⁾。この保険者への通知が、当該保険金請求権の発生要件を構成するものであるのか、単なる権利行使をするための要件と解するのかについて、高度障害保険の場合のように見解の相違が生じそうであるが、死亡とみなす時期を通知時と解していること、保険期間内に被保険者が重度障害の状態になったとしても、保険期間満了後に通知がなされた場合には、重度障害による保険金は支払わないと解されている³⁹⁾、ことからすれば、請求のための通知は、支払要件と解することになるであろう。

この問題が顕在化する具体例として、「特別養老保険」と呼ばれる、死亡保険金が満期保険金の何倍かに設定されている保険種類において生じる可能性がある。すなわち、死亡保険金1000万円の5倍型を例に考えれば、保険期間満了前に重度障害保険金支払請求をすれば、1000万円の保険金を取得できたが、保険期間満了後に重度障害の事実を申し立てても、それ以降の保険料の還付は認められる可能性があるが、支払われる保険金は満期保険金の200万円となる。このような差異が生じることについて、一般の保険契約者の理解が得られるかという点、なかなか困難な問題であろう。何らかの実務的な手当が必要となるのではないかと考える。

この約款規定に従い所定の通知をした後に、まもなく被保険者が死亡した場合には、先述のような生保約款に対応する規定がないことから、死亡保険金受取人の指定がなされていない場合に、解釈上の問題が生じることになる。すなわち、この場合には、被保険者自身が受取人となるのか（その場合には、被保険者が死亡しているので、被保険者の法定相続人が相続

財産として保険金を取得することになる), 簡易生命保険法55条2項により, 被保険者の遺族が自己固有の権利として保険金を取得するのかといった相違が生じることになる。民間生保の場合と同様に解するのであれば, 後者の考え方を採ることになるが, 約款等明確な基準を設けておくことが必要となることも考えられる⁴⁰⁾。

・故意免責条項を巡る問題

被保険者の故意によって被保険者が高度障害状態となった場合には, 保険者の免責事由に該当し, 保険者は保険金支払義務を免れることとなっている。

被保険者が自殺を意図し, その実行行為を行ったが, 結果として高度障害状態となった場合, 被保険者の故意による支払事由に該当し保険者の免責が肯定されるのであろうか。

学説及び下級審裁判例は, その理由付けは様々であるが, 故意免責を肯定する⁴¹⁾。自殺企図者が自殺に失敗し高度障害状態となったとしても, そのような状態となることについて一般的に予想できるであろうし, 自殺企図行為が原因行為となった場合には, 自殺の極限的身体の傷害性ということを考え, 自殺に至らない傷害や高度障害状態といった結果になったとしても, これらの結果の認識・容認がなくとも, 当然にこれらの結果について故意があったと考えることができるであろう⁴²⁾。

故意の立証責任は保険者が負うことになるが, 免責に該当しない自殺であることの主張立証責任は保険金請求者側が負うことになるかと解されている⁴³⁾。

意思無能力者や精神病その他の精神障害や心神喪失中の被保険者が自己の生命を絶つ行為に出た場合のように, 被保険者が自由な意思決定をすることができない状況で行為を行った場合には, 免責事由には該当しないことになる。下級審裁判例及び学説では, 単に鬱病罹患によることだけを理

由には故意を当然に否定する立場をとらず、自由な意思決定能力を喪失又は著しく減弱させたことまで必要と解している⁴⁴⁾。

簡易生命保険法76条1項但書は「保険契約者、被保険者又は保険金受取人（特約が付されている保険契約にあつては、主契約に係る保険金受取人）の故意による傷害又は疾病を原因とする場合は、この限りでない」と規定し、この規定を受けた終身保険簡易生命保険約款24条2項も故意免責を定める⁴⁵⁾。特に自殺を巡る支払に関しては、民間生保契約に関する裁判例及び学説の展開が重要な意味を有し、そこでの法理が適用されることになる。

．結びに代えて

以上、高度障害保険に関する法的諸問題を検討することを通じて、重度障害による保険金給付においても、これらの問題が該当するのか、既に簡易生命保険法や約款で手当がなされているのかについて検討を加えた。

特に加入者との間で問題となる点としては、責任開始期前発病不担保条項との関係である。発病の判断基準を明確にしておくことと、加入する前の段間で責任開始期前発病不担保条項の意味を理解してもらうことが必要となる。これは、重度障害による保険金請求の際の問題に限られず、生前給付型保険についても当てはまる問題である。今度は、他の生前給付型保険を含めて、責任開始期前発病不担保条項に関する諸問題について更に研究を進めていきたいと考えている。また今後の簡易生命保険と民間の生命保険との相違を念頭としながらも、例えば、保険契約者の変更など、民間の生命保険で定められている約款とは異なる規定が設けられている簡易生命保険法57条の妥当性の有無⁴⁶⁾など、簡易生命保険契約法の更なる研究を進めていきたいと考えている。

1) 簡易生命保険法76条

1項「被保険者（特約が付されている保険契約にあつては、主契約に係る被保険者とし、

特定要介護状態が保険約款の定める期間継続したことにより保険金を支払うこととする終身保険並びに終身年金保険、定期年金保険及び夫婦年金保険（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険を除く。）の被保険者を除く。以下この項において同じ。）が保険契約の効力発生後（復活した保険契約については、その復活の効力発生後）において受けた傷害又はかかった疾病（家族保険の保険契約において、その効力の発生後に被保険者となつた者については、その被保険者となつた日以後（復活した保険契約において、その復活の効力発生前に被保険者となつた者については、その復活の効力発生後）において受けた傷害又はかかった疾病）により保険約款の定める身体障害の状態になつた場合において、保険契約者から保険約款の定めるところによりその旨の通知（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険の保険契約にあつては、年金の支払の事由が発生した後の通知を除く。）があつたときは、当該保険契約（年金の支払の事由が発生した後に当該通知があつたときは、終身年金保険付終身保険の保険契約にあつては終身年金保険に係る部分、定期年金保険付終身保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約にあつては定期年金保険に係る部分、夫婦年金保険付家族保険の保険契約にあつては夫婦年金保険に係る部分をそれぞれ除く。）については、その通知のあつた日に当該傷害又は疾病により被保険者が死亡したものとみなして、この章の規定（第51条の規定を除く。）を適用する。ただし、保険契約者、被保険者又は保険金受取人（特約が付されている保険契約にあつては、主契約に係る保険金受取人）の故意による傷害又は疾病を原因とする場合は、この限りでない。」

2) 前項本文の場合において、第33条第1項第1号中「、配偶者たる被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と、同条第2項第2号及び第55条第1項第2号中「被保険者の遺族」とあるのは「被保険者」と、第69条第3項中「保険契約者」とあるのは「保険契約者（配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険又は配偶者死亡後支払開始夫婦年金保険付家族保険の保険契約において、主たる被保険者又は配偶者たる被保険者があるときは、その者）」と読み替えるものとする。」

3) 「契約者死亡後支払開始定期年金保険又は定期年金保険付養老保険の保険契約においては、保険契約者（相続等承継保険契約者を除く。以下この項において同じ。）が保険契約の効力発生後（復活した保険契約についてはその復活の効力発生後とし、第57条第2項又は第4項の規定によりその権利義務の承継があつた保険契約についてはその承継後とする。）において受けた傷害又はかかった疾病により保険約款の定める身体障害の状態になつた場合において、保険契約者から保険約款の定めるところによりその旨の通知があつたときは、当該保険契約については、その身体障害の状態になつた日に当該傷害又は疾病により保険契約者が死亡したものとみなして、この章の規定を適用する。ただし、保険契約者又は被保険者の故意による傷害又は疾病を原因とする場合は、この限りでない。」

2) 高度障害保険の法的問題を検討する最近の研究としては、岡田智司「生命保険における高度障害条項に関する立法論的考察」文研論集125号139頁以下（1998年）、長崎靖「責任開始前発病不担保条項の適用基準」生命保険経営66巻3号127頁（1998年）、平澤宗夫「高度障害保険」塩崎勤＝山下丈編著『新・裁判実務大系19 保険関係訴訟法』411頁（青林

書院，2005年）がある。

- 3) 生命保険契約に適用される普通保険約款に高度障害保険金支払条項が設けられた意義は、高度障害になって稼働能力を失い、経済的に困窮することになった被保険者に対し、何らかの保険保護を与えることにありと解されている（中西正明「廃疾給付の法律問題 概説」保険学雑誌457号27頁（1972年）、坂本秀文「生命保険契約における高度障害条項判例を中心として」三宅一夫先生追悼論文集『保険法の現代的課題』303頁（法律文化社，1992年）。アメリカでは、就業不能保険（Disability Insurance）がこれに該当する。カナダのケベック州民法典2394条は、障害給付が、生命保険契約に付加されている場合には、生命保険契約として取り扱う旨規定しているが、アメリカ同様に、生命保険契約に当然に付帯する契約内容とはなっていない（David Norwood et John P. Weir, *Norwood on life insurance law in Canada*, 3e ed., Carswell, 2002, p. 469-471.）
- 4) 中西・前掲注(3)論文31頁。
- 5) 従来、責任開始期前に被保険者に身体障害があり、これに責任開始期後の傷害又は疾病による障害が加わった結果、約款所定の高度障害状態に該当すれば、高度障害保険金請求権の成立を認めるか否かにつき、高度障害状態を構成する状況の全部が責任開始時以後の疾病等により生じたことを要すると解する事故説と、高度障害状態を構成する状況の一部は、責任開始時より前に生じていてもよいと解する状態説と、との対立があった（糸川厚生「廃疾給付の法律問題 とくに廃疾の範囲について」保険学雑誌457号78頁以下（1972年）、坂本秀文「生命保険契約における高度障害条項（旧廃疾条項）」ジュリ755号119頁（1981年）、中西正明「生命保険契約における高度障害条項」小室直人その他編『企業と法 下』324頁（有斐閣，1995年）参照。現行の約款規定は、状態説の立場を採り、そのことを明確に規定している。
- 6) 確かに、「責任開始期前発病不担保条項」と呼ぶのが一般的ではあるが、この呼び方は、保険者の免責事由を定めたものとの誤解を与える印象があるので、「責任開始期以後発病担保条項」と呼ぶ方が良いのではないかと考える。
- 7) 本件については、西嶋梅治「判批」生命保険判例百選（増補版）154頁（1988年）参照。
- 8) 原審である神戸地判平成15年6月18日金判1198号55頁の評釈としては、山野嘉朗「判批」愛知学院大学論叢法学研究45巻1・2号37頁以下（2003年）、本件に関しては、山下典孝「判批」金判1198号62頁以下（2004年）を参照。なお、本件について、一部の報道機関において、我が国で初めて生命保険契約において遺伝子情報に関するものを用いて保険金の支払拒否がなされた案件と報道したものがあるが、明らかに間違いである。本件は、単に、被保険者の障害状態が、責任開始前からの障害を原因として生じたもの、それが既に、責任開始前から顕在化していたことを理由に支払を拒絶したものであり、遺伝子情報を利用して、支払を拒否したものではない。
- 9) 坂本・前掲注(3)論文319頁。
- 10) 山下(典)・前掲66頁。
- 11) 竹濱修「判批」文研保険事例研究会レポート36号6頁（1988年）。坂本・前掲注(3)論文324頁は、契約前に発病した疾病について保険契約者から告知があった場合、保険者が発病を知っていたか過失により知らなかった場合には告知義務違反のみならず責任開始期

前発病不担保条項も主張できないとする。

- 12) 長谷川仁彦「高度障害保険金の実務上の課題 責任開始期前発病の認定」生命保険経営73巻1号113頁～115頁(2005年)参照。なお、岡田・前掲論文181頁ではアメリカ及びドイツでの状況を踏まえた上で、約款改訂などによって、高度障害条項を特約として、主契約分離をして構成することによって、契約前発病ルールが無制限に適用される問題を解決できるのではないかということを指摘されている。
- 13) 山下友信著『保険法』459頁～460頁(有斐閣, 2005年)。なお、長崎・前掲論文142頁参照。
- 14) 発病時期の問題について、責任開始期前発病不担保条項を免責要件とすれば立証責任が保険者に配分され、支払要件であるとするると保険金受取人の側に立証責任が移るという単なる解釈論特有の詭弁的な理由付けだけではない。なお、カナダにおいても、原則として、障害の立証責任(Onus of proof of disability)は被保険者にあると解されており、被保険者が障害の主要な証明をなした場合、保険者がその抗弁をする必要があると解されている(David Norwood et John P. Weir, *Norwood on life insurance law in Canada*, 3e ed., Carswell, 2002, p. 476.)。
- 15) 長谷川・前掲論文114頁は、保険契約者に対し、契約締結時に責任開始期前発病不担保条項の適用について十分に説明を果たす手段の導入を示唆するが、これが本条項適用のための要件とはならないことを明言される。保険契約上の重要事項の説明義務違反として保険者に損害賠償責任を追及するといった募集上の問題として解決するしかないものと考えらる。
- 16) 中野貞一郎その他編『新民事訴訟法〔補訂版〕』302頁(有斐閣, 2000年)。
- 17) 新堂幸司『新民事訴訟法〔第二版〕』489頁以下(弘文堂, 2001年)。
- 18) 中西・前掲注(5)論文310頁。
- 19) 長谷川・前掲論文109頁。
- 20) 長谷川・前掲論文109頁。
- 21) 山野・前掲60頁では、高度医療検査の発展により、契約締結前には判明しなかった疾病が、責任開始期以前から発病していたことが明らかになった場合に、保険金の支払いを拒否されるケースが増えるのではないかと予想され、立法論的課題として、契約締結時に、被保険者に何らの自覚症状も出ていない場合にまで高度医療検査の結果、疾病の存在が明らかになったころを理由に高度障害保険金の支払いが拒まれることがないように、約款規定を整備が必要であることを提案されている。
- 22) 長谷川・前掲論文109頁。なお、民間生保の疾病保険の実務においては、契約前に受診の事実や診査・検査等で異常を指摘された事実がなく、かつ自覚をもっていなかったと客観的に認められる場合には、不担保に該当しないとされているとのことである(山下友信著『保険法』458頁(有斐閣, 2005年))。
- 23) 長谷川・前掲論文111頁。
- 24) 長谷川・前掲論文110頁。
- 25) 長崎・前掲論文139頁。
- 26) 長崎・前掲論文140頁。

- 27) 長崎・前掲論文140頁。
- 28) この責任開始期前発病不担保条項自体は、合理的な理由から設けられたものと解するので、それが不意打条項として、捉えることができるのかは別問題であろう。
- 29) 長谷川・前掲論文111頁。
- 30) 約款条項及び別表のみだけではなく、備考欄の記載文言の解釈についても問題となる。備考欄の記載は、保険業法上の認可手続の上で、約款本文及び別表と共に、普通保険約款の一部として取り扱われ、その申請及び認可がなされており、それは約款の一部を構成するものと解することができる（井野直幸「判批」判タ534号85頁（1984年）参照）。
- 31) 中西・前掲注(3)論文37頁～38頁（1972年）。なお、当該論文公表時期には、廃疾状態、廃疾給付といった言葉が用いられていたが、現在では、高度障害状態、高度障害保険金という用語が利用されているので、本論文では、原文とはことなり、これら2つの用語を使用した。
- 32) 長沼健一郎「判批」文研保険事例研究会レポート号16頁（1996年）。
- 33) 被保険者からの高度障害該当の検査依頼があり、保険者が高度障害保険金の決定を伝えた後、まもなく被保険者が死亡し、死亡保険金受取人から死亡保険金支払請求がなされ、高度障害保険金請求権と死亡保険金請求権のどちらを優先して支払べきかが争われた静岡地沼津支判平成7年3月14日生命保険判例集8巻95頁は、死亡保険金請求権を優先すべきと解する。
- 34) 山下(友)・前掲書446頁。
- 35) 山下(友)・前掲書446頁。旧約款において、死亡保険金受取人と高度障害保険金受取人を同一とする約款規定が公序良俗に反するが争われた福岡高判平成13年3月16日判時1773号144頁は、当該約款は、被保険者と高度障害保険金受取人との間の信頼関係を根拠として設けられたものとして、合理性があるとして公序良俗違反を否定した。本件については、中村康江「判批」法律時報74巻12号118頁以下（2002年）参照。
- 36) 竹濱修「判批」文研保険事例研究会レポート117号6頁（1996年）参照。
- 37) 実務上、重度障害診断書の発病時期が「不明・不詳」の場合は、責任開始後長期間経過している契約については、重度障害による払込免除と保険金支払を認めているという話もあるみたいであるが、これが統一した基準なのかは不明である。
- 38) 簡易保険法規研究会監修『簡易生命保険法逐条解説』370頁（財団法人簡易保険文化財団、1998年）。
- 39) 簡易保険法規研究会監修・前掲書370頁。
- 40) 基本契約の受取人が無指定となる場合には、死亡したものとみなして適用するとの趣旨からすると、被保険者の遺族に支払うこととなるが、この場合、被保険者は実際には生存しているので、この点を考慮して、被保険者が受取人となると規定されていると説明されている（簡易保険法規研究会監修・前掲書372頁）。このような趣旨であると解されるのであれば、請求の通知をなし、支払がなされる前に被保険者が死亡したケースでは、原則に戻り、被保険者の遺族が自己固有の権利として保険金を取得することになると解する。
- 41) 釧路地判平成11年11月8日判例集未登載、札幌高判平成12年3月30日判例集未登載、新潟地判平成13年3月23日判例集未登載、東京高判平成13年7月30日判例集未登載、坂本秀

文「判批」保険事例研究会レポート161号10頁(2002年),星野太児「自殺企図行為と高度障害保険金の故意免責」生命保険経営70巻3号106頁(2002年),櫛田憲正「判批」保険事例研究会レポート166号13頁以下(2002年),中込一洋「判批」保険事例研究会レポート174号3頁以下(2002年),笹本幸祐「高度障害と故意免責」生命保険論集142号32頁以下(2003年),山下(友)・前掲書470頁等参照。

- 42) 星野・前掲論文105頁参照。
- 43) 西嶋梅治著『保険法〔第三版〕』361頁(悠々社,1998年),坂本秀文「被保険者の自殺」塩崎勤編『現代裁判法大系(25)(生命保険・損害保険)』145頁(新日本法規出版,1998年)。
- 44) 鹿児島地判平成7年7月23日判例集未登載,新潟地判平成13年3月23日判例集未登載,東京高判平成13年7月30日判例集未登載,大阪高判平成15年2月21日金判1166号2頁,中込・前掲3頁以下,山下典孝「判批」金判1171号63頁(2003年),山下(友)・前掲書468頁以下。
- 45) 同24条2項は,「前項の重度障害の状態に該当するに至ったことの原因が保険契約者,被保険者又は指定された死亡保険金受取人の故意による傷害又は疾病である場合については,同項の取扱いの適用はありません。」と規定する。
- 46) 保険契約者の任意承継による変更については,保険者の同意は必要とされず、被保険者の同意が必要とされているが,相続などの法定承継については,被保険者の同意が必要か否か明文の規定がない。これに対して,民間の生保約款では,保険契約者の変更の場合には任意承継が法定承継に関係なく,被保険者の同意以外に,保険者の同意が求められている。この点に関しては,山下典孝「簡易生命保険契約における保険契約者の変更に関する諸問題」法律時報2006年1月号掲載予定参照。

〔追記〕 本稿は,(財)簡易保険文化財団による平成16年度調査研究助成の成果の一部である。ここに記してお礼申し上げる。本稿脱稿後,小林三世治「医的危険選択の実務と責任開始期前発病負担条項」日本保険医学会誌103巻3号224頁以下(2005年)に接した。